

改正

令和3年3月22日規則第8号

所沢市遺児奨学条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、所沢市遺児奨学条例(昭和46年条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(申請手続)

**第3条** 奨学金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、遺児奨学金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 遺児奨学金奨学生推薦書(様式第2号)
- (2) 成績証明書
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 申請者の世帯に属する者の所得を証明する書類。ただし、あらかじめ当該内容を確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。
- (5) 戸籍謄本その他これに類する書類

(支給の決定通知)

**第4条** 市長は、前条の書類を受理し、支給の可否を決定したときは、遺児奨学金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(奨学金の支給)

**第5条** 奨学金の支給を決定したときは、申請の日の属する月の翌月分から支給するものとする。

(異動の届出)

**第6条** 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第3条の規定による資格要件を欠くに至ったとき。

- (2) 申請の内容に変更があったとき。
  - (3) 休学の事由が発生したとき。
  - (4) 奨学金の支給を辞退しようとするとき。
- 2 扶養者は、奨学生又は保証人が死亡したときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。
- (奨学金の返還)

**第7条** 奨学金の返還事由が生じたときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月分から返還するものとする。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に所沢市育英奨学条例施行規則等を廃止する規則（平成21年教育委員会規則第1号）による廃止前の所沢市遺児奨学条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第7号）第2条の規定により申請書の提出をし、施行日において支給の可否の決定がされていない申請は、この規則第3条の規定による申請とみなす。

#### 附 則（令和3年3月22日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

様式第1号  
様式第1号

遺児奨学金支給申請書					
フリガナ			生年月日		
氏名					
住所	所沢市	世帯主			
	電話 ( )				
学校名	在学 校				奨学金を必要とする期間
	進学 校				
	入学年月日		現在学年		年 月から
	卒業予定年月		休学日数		年 月まで
住居の形態	持家・借家・その他( )			家賃月額	円
世帯状況	氏名	生年月日	職業	年間収入額 (賞与を含む。)	備考
		・			
		・			
		・			
		・			
		・			
		・			
		・			
<p>所沢市遺児奨学条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、本申請に当たって、市長が申請者の世帯状況並びに申請者及び扶養者の市税の納税及び申告の有無について閲覧することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者(本人) 扶養者</p> <p>(宛先)所沢市長</p>					
※受付	第 号	※決定	第 号	所沢市長	
	年 月 日		年 月 日	選考委員会	

※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号  
様式第2号

遺児奨学金奨学生推薦書

氏名		所属・学年	
生年月日	年 月 日(満 歳)		
人物所見			
身体所見			
参考事項 (経済的理由等)			

上記の者は、人物及び学業ともに良好であり、所沢市遺児奨学条例第3条第2号に該当する者と認め推薦します。

年 月 日

学校長

印

(あて先)所沢市長

様式第3号  
様式第3号

誓約書

所沢市遺児奨学金奨学生となった場合は、その本分を全うするとともに、所沢市遺児奨学条例及び所沢市遺児奨学条例施行規則を遵守することを誓います。

年 月 日

申請者(本人)  
住所 所沢市

(宛先)所沢市長

申請者が、所沢市遺児奨学条例及び所沢市遺児奨学条例施行規則に違反したときは、保証人において一切の責任を引き受けます。

年 月 日

保証人  
住所 所沢市

(宛先)所沢市長

様式第4号  
様式第4号

第 号  
年 月 日

様

所沢市長



遺児奨学金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました遺児奨学金の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給する

支給金額 月額5,000円

支給期間 年 月分から 年 月分まで

2 支給しない

理由